

公益社団法人尼崎納税協会 部会運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人尼崎納税協会（以下「本会」という。）の部会の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（部会の設置）

本会は、本会の円滑な事業の運営を図るため、理事会の決議により、部会を設けることができる。

第3条（部会の運営）

部会の運営は、本規程並びに各部会の規約に定めるところによる。

2 各部会の規約は、会長がこれを定める。

第2章 組織

第4条（部会の種別及び任務）

本会に、次の部会を設ける。

- 一 総務部会
- 二 法人部会
- 三 調査部法人部会
- 四 個人部会
- 五 資産税部会
- 六 青年部会

2 前項に定める各部会の任務は、別表に掲げる。

第5条（支部等の設置）

部会は、事業の確実な遂行を図るため、地域又は業種別に組織を細分することができる。

2 組織の細分方法については、各部会の規約でこれを定める。

第6条（部会員）

第4条第1項各号に掲げる部会の部会員は、各部会の規約に定める。

第7条（役員）

部会には、次の部会役員を置く。

- 一 部会長 1名
- 二 副部会長 若干名
(削除：第2項で規程)

2 各部会には、必要に応じて幹事及びその他の部会役員を置くことができる。

ただし、本会の役員と混同するような名称を付してはならない。

- 3 部会役員は、無報酬とする。ただし、部会役員には、職務を行うために要する費用の支出をすることができる。

第8条（部会役員の委嘱）

部会長は、会員のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

- 2 副部会長及び前条第2項の部会役員は、部会員のうちから部会長が推薦し、会長が認証する。

第9条（役員の任期）

部会役員の任期は、原則として、本会の理事の任期に準ずる。

- 2 部会役員は、各部会の規約に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお部会役員としての権利義務を有する。

第10条（部会役員の職務）

部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事及びその他の部会役員は、それぞれ分担した業務を遂行する。

第11条（顧問及び相談役）

部会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、部会長が任命し、その任期は協会の理事の任期に準ずる。
- 3 顧問及び相談役は、部会の運営上の重要な事項について、部会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、部会長が認めた場合は、第12条の定めにかかわらず役員会に出席し、意見を述べるることができる。

第3章 会 議

第12条（会議の種類）

会議は、部会長、副部会長、幹事及びその他の部会役員で構成する役員会とする。

- 2 役員会以外の会議については、各部会の規約でこれを定める。

第13条（役員会の運営）

役員会は、原則として、開催日の1週間前までに日時、場所、目的事項を記載した招集通知を部会長が発信することにより招集する。

- 2 役員会の議長は、部会長がこれに当たり、議決は、出席部会役員の過半数をもってこれを決する。
- 3 部会役員は、特別な利害関係を有する議題については、決議に加わることができない。

- 4 部会長は、緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、議決に加わることができる部会役員の過半数をもって役員会の開催に代えることができる。
- 5 役員会の議事については、専務理事又は議長が指名した者が議事録を作成し、議長及び議事録作成者が署名する。

第14条（決議事項の効力及び報告）

役員会で決議した事項は、会長若しくは専務理事に報告し、その実施等について承認を受けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、理事会規程第4条第1項各号及び同条第2項各号に規定された事項に関する決議事項については、理事会の決議を経なければ実施することができない。

第4章 雑 則

第15条（規程の改正）

本規程は、理事会の決議によって改正することができる。

第16条（その他の事項）

本規程に定めていない事項は、その都度会長が定める。

附 則

- 1 本規程は、公益社団法人の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 平成25年3月26日改正施行

(別 表)

部 会 名	任 務
総 務 部 会	<ul style="list-style-type: none">・ 協会業務の総括及び各部会の活動等の総合調整の実施・ 組織の強化、拡大及び広報を充実するための必要な事業の実施・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施
法 人 部 会	<ul style="list-style-type: none">・ 法人に係る税法の研究及び会員の指導に関する事業の実施・ 法人に係る税制に対する関係当局への意見具申・ 未入会法人納税者の指導に関する事業の実施・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施
調査部法人部会	<ul style="list-style-type: none">・ 税制、経済、経営に関する講演会等の開催・ 法人に係る税制に対する関係当局への意見具申・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施
個 人 部 会	<ul style="list-style-type: none">・ 個人に係る税法の研究及び会員の指導に関する事業の実施・ 個人に係る税制に対する関係当局への意見具申・ 未入会個人納税者の指導に関する事業の実施・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施
資 産 税 部 会	<ul style="list-style-type: none">・ 資産税に係る税法の研究及び会員の指導に関する事業の実施・ 資産税に係る税制に対する関係当局への意見具申・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施
青 年 部 会	<ul style="list-style-type: none">・ 税務、経営に関する講習、研修及び会員の指導に関する事業の実施・ 税制に対する関係当局への意見具申・ その他本部会の目的達成に必要な事業の実施